

第 5 号議案

府中市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 17 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例

府中市子ども・子育て審議会条例（平成25年6月府中市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項及び第3項の規定に基づき、府中市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審議会は、<u>法第72条第1項に規定する事務</u>を処理するほか、市長の諮問に応じ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第4項の規定により同条第2項の認可に際し意見を述べ、並びに地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえつつ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項及び第3項の規定に基づき、府中市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審議会は、<u>法第77条第1項に規定する事務</u>を処理するほか、市長の諮問に応じ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第4項の規定により同条第2項の認可に際し意見を述べ、並びに地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえつつ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。</p>